

くみんかいぎかんけいほうれい
区民会議関係法令

かわさきしくみんかいぎじょうれい
川崎市区民会議条例

もくてきおよびせつち
(目的及び設置)

第1条 区民(川崎市自治基本条例(平成16年川崎市条例第60号)第22条第1項に規定する区民をいう。以下同じ。)の参加及び協働による区における地域社会の課題の解決を図るための調査審議を行い、もって暮らしやすい地域社会の形成に資するため、各区に区民により構成される区民会議を設置する

めいしょう
(名称)

第2条 区民会議の名称は、その置かれた区の名称を冠するものとする。

しよしやうじむ
(所掌事務)

第3条 区民会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 区における地域社会の課題を把握し、その解決を図るための方針及び方策について調査審議を行うこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事項について調査審議を行うこと。

そしきとう
(組織等)

第4条 区民会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 区の区域内において規則で定める分野における活動を行う団体から推薦された者
- (2) 区民会議の委員に応募した者
- (3) その他区民会議の目的を達成するために区長が必要と認めた者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

いんちやうおよぶふくいんちやう
(委員長及び副委員長)

第5条 区民会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、区民会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

かいぎ
(会議)

第6条 区民会議は委員長が招集し、委員長はその会議の議長となる。

2 区民会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

せんもんぶかい
(専門部会)

第7条 区民会議は、必要に応じ専門部会を置くことができる。

かんけいしゃのしゅつせき
(関係者の出席)

第8条 区民会議は、調査審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

くみんかいぎさんよ
(区民会議参与)

第9条 川崎市の議会及び神奈川県議会の議員は、その議員の選挙区とされる区の区民会議の会議に出席することができる。

2 前項の規定により会議に出席した議員は、区民会議参与として必要な助言をすることができる。

(区長等の役割)

第10条 区長は、区民会議の調査審議の結果を尊重し、区民との協働の推進、関係機関との連携その他必要な取組により、区における暮らしやすい地域社会の形成に努めるものとする。

2 市長その他の執行機関は、区民会議の調査審議の結果を尊重し、前項に規定する区長の役割が的確に果たされるための必要な措置を講ずるよう努めるとともに、当該結果を市政に反映するよう努めるものとする。

(庶務)

第11条 区民会議の庶務は、各区役所において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、区民会議の組織に関し必要な事項は規則で定め、区民会議の運営に関し必要な事項は委員長が区民会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

かわさきしくみんかいぎじょうれいせこうきそく
川崎市区民会議条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、川崎市区民会議条例（平成18年川崎市条例第11号。以下「条例」という。）第4条第2項第1号及び第12条の規定に基づき、区民会議の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(課題の選定)

第2条 区民会議は、区民会議の委員が自らの活動等を通じて把握した課題及び区役所が業務を通じて把握した課題のうちから調査審議すべき課題を適切に選定するものとする。

(分野)

第3条 条例第4条第2項第1号に規定する規則で定める分野は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 防災又は地域交通環境の向上など安全で快適な暮らしを支える分野
- (2) 福祉の推進、健康の増進など幸せな暮らしを支える分野
- (3) 子育て、教育などを育て心をはぐくむ分野
- (4) 緑の保全、ごみの抑制など自然環境又は生活環境を向上させる分野
- (5) 産業の振興、都市拠点の形成などまちの活力を高める分野
- (6) 文化又は観光の振興などまちの魅力を発信する分野
- (7) 地域住民組織活動、まちづくり活動など市民自治を推進する分野
- (8) 前各号に定めるもののほか、各区の地域特性に応じた課題に関する分野

(専門部会)

第4条 区民会議は必要に応じ委員で構成される専門部会を設置し、専門部会は専門的事項に関する調査検討を行うものとする。

- 2 専門部会に属すべき委員は、委員長が区民会議に諮って指名する。
- 3 専門部会に部会長を置き、専門部会に属する委員の互選により定める。
- 4 専門部会は、調査検討のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 5 部会長は、専門部会の事務を掌理し、専門部会の調査検討の経過及び結果を区民会議に報告するものとする。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、区民会議の組織に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

さいわいくくみんかいぎようこう 幸 区 区 民 会 議 要 綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市区民会議条例（平成18年川崎市条例第11号。以下「条例」という。）第1条の規定に基づき設置する幸区区民会議（以下「会議」という。）の組織について、川崎市区民会議条例規則（平成18年川崎市規則第28号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(団体推薦委員)

第2条 区長は、条例第4条第2項第1号の規定による委員について、規則第3条に規定する分野から、活動状況及び活動実績等を総合的に勘案し、地域社会の課題解決に資すると思われる団体（以下「推薦団体」という。）に委員の推薦を依頼するものとする。

2 推薦団体による委員の推薦は、「幸区区民会議委員推薦書（第1号様式）」によるものとする。

3 前項の規定により推薦された者の承諾は、「幸区区民会議委員就任承諾書（第2号様式、以下「就任承諾書」という。）」によるものとする。

4 推薦団体による委員の変更は、「幸区区民会議委員推薦変更届（第3号様式）」によるものとする。

(公募委員)

第3条 委員の公募について的人数、資格、任期、選考方法等については、区長が別に定める。

2 前項により選任された者の承諾は、就任承諾書によるものとする。

(区長推薦委員)

第4条 区長は、条例第4条第2項第3号の規定に基づき、区民会議の目的を達成するために必要と認める者を、委員として選任するものとする。

2 前項により選任された者の承諾は、就任承諾書によるものとする。

(委員の再任)

第5条 会議の活性化を図るため、委員の再任回数については、2回とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期終了までとする。

2 前項の規定に関わらず、委員長又は副委員長が欠けたときは、新たに選任することができる。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、会議の同意を得なければならない。

(専門部会)

第7条 条例第7条及び規則第4条に規定する専門部会（以下「部会」という。）の設置は、委員長が会議に諮り、これを決定する。

2 部会は、委員の任期終了をもって解散する。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、幸区役所まちづくり推進部企画課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の組織について必要な事項は、区長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。